中期目標・中期計画・年度計画の関係

参考資料2

市長 → 指示④ → 地方独立行政法人

策定① → 策定⑤ → ⑧（認可を受け公表） → 策定⑨（届出を行い公表）

中期目標（25条）

市長（設置団体の長）が地方独立行政法人の病院事業に関して、取り組むべき事項や達成すべき目標を定めるものである。

- 一　中期目標期間
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

具体的な措置・手段へ展開

中期計画（26条/83条第2項）

中期目標に掲げる取組事項や目標に関して、地方独立行政法人が、具体的な実現方策について、定めるものである。

- 一　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四　短期借入金の限度額
- 四の二　出資等に係る不要財産（見込み含む）がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六　剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

施設及び設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の処分計画など

83条第2項
料金に関する事項

事業年度ごとの計画に落し込み

年度計画（27条）

中期計画を各年度において遂行するための年度目標・計画について定めるものである。

各事業年度の業務運営に関する計画

意見② → 評価委員会

議決③ → 議会

意見⑥ → 評価委員会

議決⑦ → 議会

⑩

※評価委員会は法人の業務実績について意見を述べる